

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p>第6章 特定行為の制限等</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 炭化水素系物質を使用する作業の制限（第50条）</p> <p>第3節 船舶からの排煙の排出の制限（<u>第51条</u>）</p> <p>第4節 <u>石綿排出等工事等における石綿の飛散の防止（第52条～第52条の8）</u></p> <p>第5節 <u>拡声機騒音の規制（第53条）</u></p> <p>第6節 <u>飲食店等における夜間騒音の防止（第54条～第56条の5）</u></p> <p>第7節 削除</p> <p>第7章～第14章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 粉じん 物の破砕、選別その他の機械的処理、堆積若しくは運搬、動力を用いる土石の採取若しくは土地の形状の変更又は建築物その他の<u>工作物（以下「建築物等」という。）</u>を解体し、改造し、若しくは補修する作業に伴い発生し、又は飛散する物質のうち石綿を除くものをいう。</p> <p>(5)～(15)（略）</p> <p><u>(16) 吹付け石綿等 吹付け石綿その他の建築材料で規則で定めるものをいう。</u></p> <p><u>(17) 石綿排出等作業 吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する石綿が大気汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。</u></p> <p><u>(18) 石綿排出等工事 石綿排出等作業を伴う建設工事をいう。</u></p> <p>第6章 特定行為の制限等</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 炭化水素系物質を使用する作業の制限</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p>第6章 特定行為の制限等</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 炭化水素系物質を使用する作業の制限（第50条・<u>第51条</u>）</p> <p>第3節 船舶からの排煙の排出の制限（<u>第52条</u>） <u>（新規）</u></p> <p>第4節 <u>拡声機騒音の規制（第53条）</u></p> <p>第5節 <u>飲食店等における夜間騒音の防止（第54条～第56条の5）</u></p> <p>第6節 削除</p> <p>第7章～第14章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 粉じん 物の破砕、選別その他の機械的処理、堆積若しくは運搬、動力を用いる土石の採取若しくは土地の形状の変更又は建築物その他の<u>施設</u>を解体し、改造し、若しくは補修する作業に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。</p> <p>(5)～(15)（略）</p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p> <p>第6章 特定行為の制限等</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 炭化水素系物質を使用する作業の制限</p>

改 正	現 行
<p>第50条 (略) <u>(削除)</u></p> <p>第3節 船舶からの排煙の排出の制限</p> <p>第51条 (略) 第4節 <u>石綿排出等工事等における石綿の飛散の防止</u> <u>(管理体制の整備)</u></p> <p>第52条 <u>石綿排出等工事の元請業者（発注者（石綿排出等工事の注文者で、他の者から請け負った石綿排出等工事の注文者以外のものをいう。以下同じ。）から直接石綿排出等工事を請け負った者をいう。以下同じ。）又は自主施工者（石綿排出等工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。以下同じ。）は、規則で定めるところにより、当該石綿排出等工事に係る石綿排出等作業に関する管理体制を整備しなければならない。</u> <u>(住民等への周知)</u></p> <p>第52条の2 <u>石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者は、当該石綿排出等工事に係る石綿排出等作業を開始する前に、規則で定めるところにより、当該石綿排出等工事の場所の周辺の地域の住民等に対し、規則で定める事項を周知しなければならない。</u> <u>(大気中の石綿濃度等の測定)</u></p> <p>第52条の3 <u>石綿排出等工事（規則で定める工事に限る。）の元請業者又は自主施工者は、規則で定めるところにより、吹付け石綿等の除去を行う場所の周辺における大気中の石綿の濃度等を測定し、その結果を記録し、及び保存しておかなければならない。</u> <u>(発注者への説明)</u></p> <p>第52条の4 <u>石綿排出等工事の元請業者は、当該石綿排出等工事の発注者に対し、当該石綿排出等工事に係る次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。</u> <u>(1) 第52条の管理体制</u> <u>(2) 第52条の2の規定による周知に関する計画</u> <u>(3) 前条の規定による測定をする場合にあっては、その計画</u> <u>(石綿排出等作業に係る届出)</u></p> <p>第52条の5 <u>石綿排出等工事の発注者又は自主施工者（次項に規定するものを除く。）は、当該</u></p>	<p>第50条 (略)</p> <p>第51条 <u>削除</u></p> <p>第3節 船舶からの排煙の排出の制限</p> <p>第52条 (略) <u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>

改 正	現 行
<p><u>石綿排出等工事に係る石綿排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該石綿排出等工事に係る前条各号に掲げる事項</u></p> <p>(2) <u>大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15第6項の規定による報告を行う場合を除き、同条第1項又は第4項の規定による調査の結果</u></p> <p>2 <u>災害その他非常の事態の発生により石綿排出等作業を緊急に行う必要がある場合における当該石綿排出等作業に係る石綿排出等工事の発注者又は自主施工者は、速やかに、規則で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</u></p> <p><u>（石綿排出等作業の完了の報告）</u></p> <p>第52条の6 <u>前条の規定による届出をした者は、当該届出に係る石綿排出等作業が完了したときは、その日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。</u></p> <p><u>（非常時の措置）</u></p> <p>第52条の7 <u>石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者は、吹付け石綿等の除去を行う場所の周辺における大気中の石綿の濃度が第113条の3の基準値を超えたとき、又は石綿排出等作業により、石綿が当該石綿排出等作業を行う場所以外の場所に多量に飛散するおそれが生じたときは、直ちに、その旨を知事に通報するとともに、石綿の飛散を防止するための応急の措置をとらなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の場合においては、同項に規定する者は、速やかに、同項の事態の状況及びとった措置の概要を知事に報告しなければならない。</u></p> <p>3 <u>知事は、第1項の事態が発生した場合において、当該事態に係る同項に規定する者が同項の応急の措置をとっていないとき又は同様の事態を再発させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</u></p> <p><u>（建築物等からの石綿飛散防止措置）</u></p> <p>第52条の8 <u>建築物等の所有者、管理者又は占有者は、当該建築物等に吹付け石綿等が使用され</u></p>	<p></p> <p><u>（新規）</u></p> <p></p> <p><u>（新規）</u></p> <p></p> <p><u>（新規）</u></p>

改 正	現 行
<p><u>ているかどうかを把握するとともに、石綿の大気中への排出又は飛散を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>第5節 (略)</u> <u>第6節 (略)</u> <u>第7節 (略)</u></p> <p>(違反者等への勧告)</p> <p>第110条の2 知事は、第6条、第21条、第22条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)、第33条の2、第42条第1項若しくは第2項、第42条の3第1項、<u>第51条から第52条の6まで</u>、第58条の3、第59条第1項若しくは同条第2項若しくは第3項(第63条の2第2項において準用する場合を含む。)、第60条第1項、第2項若しくは第4項から第6項まで、第60条の2、第62条若しくは第62条の2(第63条の3において準用する場合を含む。))又は第63条の2第1項、第77条、第78条第2項若しくは第3項、第85条第2項、第88条第2項若しくは第3項、第94条、第95条第2項、第96条の8、第99条第1項から第3項まで、第100条若しくは第101条の規定(次条において「第6条等の規定」という。)に違反している者又はそのおそれがある者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第121条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) (3) 第36条において準用する第35条第1項、第50条第2項、<u>第52条の7第3項</u>、第112条第2項又は第113条の2第1項の規定による命令に違反した者</p>	<p><u>第4節 (略)</u> <u>第5節 (略)</u> <u>第6節 (略)</u></p> <p>(違反者等への勧告)</p> <p>第110条の2 知事は、第6条、第21条、第22条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)、第33条の2、第42条第1項若しくは第2項、第42条の3第1項、<u>第52条</u>、第58条の3、第59条第1項若しくは同条第2項若しくは第3項(第63条の2第2項において準用する場合を含む。)、第60条第1項、第2項若しくは第4項から第6項まで、第60条の2、第62条若しくは第62条の2(第63条の3において準用する場合を含む。))又は第63条の2第1項、第77条、第78条第2項若しくは第3項、第85条第2項、第88条第2項若しくは第3項、第94条、第95条第2項、第96条の8、第99条第1項から第3項まで、第100条若しくは第101条の規定(次条において「第6条等の規定」という。)に違反している者又はそのおそれがある者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第121条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) (3) 第36条において準用する第35条第1項、第50条第2項、第112条第2項又は第113条の2第1項の規定による命令に違反した者</p>